

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令和2年11月30日
件 名	二村守議員の市庁舎内における暴言、暴行について、『二村守議員の市庁舎内における行いに関する審査会を設置して、その言動の有無及び是非を明らかにし、市民に説明することを求める陳情書』（令和2年9月23日提出）と『二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行について第三者委員会を設置し状況を解明させ、市民に、その有無と是非及び責任を明らかにすることを求める陳情書』（令和2年11月6日提出）を会議の議題としなかったことについて、その説明を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和2年11月24日の議会運営委員会は、表題にある2つの陳情書について「安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱」第2-4-(4)を根拠に会議の議題にはしないとされました。</p> <p>「安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱」第2-4-(4)によると『陳情内容が本市の権限に関与しない事項で、国・県等の施策にその対応が委ねられているもの』となっています。</p> <p>まず、前段にある『陳情内容が本市の権限に関与しない事項』ということですが、議員の規律については安城市議会基本条例第17条1項、及び安城市議会議員政治倫理条例第3条1号、4号で議員の政治倫理が示されていることから、これを根拠とすることは合法性がなく、不適切ということになります。</p> <p>また、後段の『国・県等の施策にその対応が委ねられているもの』でもないことは、だれの目にも明らかなことと言えます。</p> <p>何よりも議会は議会基本条例第3条1項にあるように『言論の府』であり、議員は議場で言論を戦わすことがその責務であることは言うまでもありません。</p> <p>議員としてはもちろん、当時議長の立場にあった議員が暴言、暴力に及ぶことは最もあってはならないことであり、議会の存在意義を問われかねないと言えます。</p> <p>議場の外、それも住民や市職員がいる市庁舎内で、議長の立場にあった二村守議員がある議員に対して大声で暴言を発し、その議員の所有物を奪い取ろうとする暴行の事実を住民に明らかにせず、その責任も問わないとなれば、これは公序良俗に反しているのみならず、開かれた議会を標榜した自治基本条例及び議会基本条例に反し、不都合なことを隠す隠蔽工作と言えるものであり、何よりも納税者及び有権者に対する裏切り及び背信行為です。</p> <p>このような事件を無きものにしようとする行為は住民として断じて看過できるものではありません。</p> <p>陳情書が提出された以後においても、暴行を受けた議員に対して、いまだに謝罪すらされていないと聞いており、二村守議員にはなぜそのようなことが許されるのか、及び他の議員が同様なことをしても同じ対応が許されるのか、説明責任を負う議会としての明快な説明を求めます。</p> <p>9月23日に提出した陳情書において、議員政治倫理条例にある審査会の手続きは承知していますし、11月6日に提出した陳情書にある第三者委員会というものがかつて開かれたことはなかったかもしれませんが、議会においてあってはならない二村守議員の暴言、暴行事件を不問に付すことは、安城市議会の今後において、これが基準となってしまう、議会の</p>		

秩序が保たれるのか心配すると共に、議会制民主主義の崩壊につながらないかと危惧せざるを得ません。

さらに付け加えるならば、安城市議会には平成28年10月12日の行政調査先で起きた、当時も二村守議員と同じ会派の鈴木浩議員による今回と同じ議員に対する暴行事件があり、新聞記事にもなり、警察ごとにもなりました。

しかし、この時も議会は、鈴木浩議員に対して、審査会等を設置しないなど、公には何もせずに、不問に付し、その再発防止策を講じなかったと聞いております。

結局、住民に一言も説明せず、事件を隠蔽した事実が浮かび上がってきました。

今回の事件も、前回と同様に隠蔽工作が企てられているのでしょうか。

このような隠蔽工作を画策するような安城市議会ですから、私たち住民が知らないだけで二村議員、鈴木議員以外にも、隠された暴行事件があったのかもしれない。

尚、現在までの議会対応は想定範囲内であり次のステップに入ることになります。

議会事務局は「第三者委員会を設置したことがなく、ルールもないから、陳情書に対応できない」といった類の説明をしたと聞いております。

そうであるならば、世間を見て、最初から、第三者委員会の設置を想定して独自にルールを定めている地方自治体等が、一体、どこにあるのでしょうか！ 明確な回答を求めます。

身内の審査会では、うちわで何をやっているのか住民にはわからず、また、客観的な判断が下せるのかなど、その公平・公正性に疑問を持たざるを得ないことは当然のことです。

ゆえに、真に公平・公正な判断をし、住民の理解を得ようとするならば、特別に第三者委員会を設置するのが世間的には常識ではないでしょうか。

このようなことすら理解も想定もできない議会、議員各位だったのでしょ

そして、大屋議長様、前議長の二村議員（現・安城創生会会長）様には、ご経験上から、ご承知おきかとは存じますが、第三者委員会を設置するためのガイドラインを、すでに2010年の時点で、「日本弁護士連合会」が

「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」として公表しています。

当市には規則がないから、できない？そのような市議会などの見解を聞く耳は住民には、ございません。

このようなガイドラインをもとに、その時々の特異性などを加味しつつ、第三者委員会を立ち上げて、住民の理解等を得ようと努めることが、良識ある感覚ではないでしょうか。

安城市の住民の負託に応える議員として、二村守議員の暴言、暴行事件に対して真摯に向き合い、誠実かつ厳格な対応をすることにより、安城市議会の正義を示していただくことを願うと共に、今後二度とこのような事件が起きないように議会をあげて規律と倫理の徹底をお願いいたします。

請願事項

表題にある2つの陳情書を会議の議題としなかった理由について、自治基本条例第10条2項、及び議会基本条例第3条5項等に従い、以下の9項目について説明を求めます。

1 議員の職場である市庁舎内における二村守議員の暴言、暴行事件は議会及び議員にとって最もあってはならないことではないでしょうか。

それとも、場合によっては許される行為ということでしょうか。

その許される場合とはどのようなものなのでしょうか。

2 他の議員による同様な暴言、暴行事件が起きた場合に、議会として二村守議員と同様な対応をされるのでしょうか。

3 表題にある2つの陳情書を会議の議題とされなかったことから、安城市議会は市庁舎内における議員、しかも議長職にある議員の暴言、暴行の程度では問題としないことが明らかとなりました。それならば、どのような不祥事等があれば議会は自らその真相究明を行い住民に報告されるのでしょうか。

要
旨

- 4 二村守議員の暴言、暴行事件を不問に付すことは、議会の不祥事を隠す隠蔽工作と言え、議会の信用を踏みにじる行為でしょう。これは有権者であり納税者である住民への背信行為及び裏切り行為ではないでしょうか。
- 5 この現状対応を見る限りでは、無法議会にしか見えませんが、いつから安城市議会は、無法議会と化したのでしょうか。
住民のための議会として法令等を守ろう、規律を正そう、倫理を尊重しよう、とする気持ちが見られず、議員の数にものを言わせて、自分達に都合が悪いことは、「無きもの」にしようとしているのではないですか。
- 6 このような議会の実態を住民に知られても良い及びかまわないとお考えでしょうか。議会に代わり、当市内の住民に知ってもらうことは可能です。容認いただけますか。
- 7 安城市議会では議員に対する暴行、差別、いじめ等が行われているのでしょうか。
- 8 最初から、第三者委員会の設置を想定して独自にルールを定めている地方自治体等が、一体、どこにあるのでしょうか。
- 9 議会運営委員会の議決に至る過程に問題はないと考えますが、『安城市議会請願書及び陳情書取扱要綱第2-4-(4)』が、なぜ表題にある2つの陳情書を会議の議題としない根拠となるのか法的、論理的な説明をお願いします。

本請願書の内容について質問等があれば、より正確な回答をしたいと思しますので、本請願が常任委員会に付託される5日前までに文書でご連絡いただきたいと思います。

各マスコミ等を含め、安城市の住民に資するため、また本請願の位置付けを的確に理解し今回の件に関しての正当な判断が可能になるようにさせるため、表題にある2つの陳情書を添付致します。

これらを参照の上、合法的、客観的、論理的な説明を求めます。

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	令和2年12月24日
件 名	令和2年の請願第35号『公文書（録音データ）に関する取扱いについて、安城市文書管理規程を遵守すること、及び対応・対策を求める請願書』について、正しい認識のもと、請願事項に示した事柄を実施していただくことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>本年12月定例会において提出させていただいた請願第35号は、12月18日の白山松美議員の賛成討論で示されていたように、総務企画常任委員会の各委員の不採択理由は安城市文書管理規程に誰一人として触れておらず、この規程を確認されたうえでの不採択理由であるのか、はなはだ疑問です。</p> <p>また、市側の事実に基づいたのか証明されていない話を、各委員は、そのまま再検証もしておられないらしく、正しい認識のもとに判断されていないのではないかという疑問もあります。</p> <p>さらに、本会議における反対討論で反対理由や根拠を示さないままに否決されたことは、本市にある自治基本条例や議会基本条例等にある『説明責任』が果たされておられません。</p> <p>住民として、安城市議会におかれては、他市の議会と同様に、まずは法令遵守の徹底を求めます。</p> <p>また、法令遵守がされたという論証をも必要とします。</p> <p>ところで、令和2年6月24日の本会議において、二村守議員による請願第1号から請願第4号の反対討論では、その反対理由・根拠として総務企画常任委員会で紹介議員が請願に書かれていなかった自治体名をその場では答えられなかったことにされました。</p> <p>しかし、総務企画常任委員会では紹介議員が「後日、お出しする」と答えて、二村守委員も「お願いします」と了承されました。</p> <p>その後、反対討論日までにきちんと提示させていただいたにもかかわらず、請願の反対理由として紹介議員がその場で答えられなかったことを取り上げられました。</p> <p>この厳然たる事実は、敢えて申し述べさせていただきます。</p> <p>議会や議員さんは住民である請願者及び紹介議員に、そこまで厳格な対応を求められるのに、議会や議員さんは法令を遵守せず、請願の内容を精査もせず市規程違反及び議事録を改ざんした側の不正確な話を鵜呑みにされて否決されたと考えざるを得ず、請願者としては到底納得できるものではありません。</p> <p>議会は請願者や紹介議員に厳格な対応を求めたように、請願を真摯に受け止め、市による文書管理規程の違反、及び議事録改ざんの事実を確認し、今後、このような事態が生じないように請願事項にある対応を求めます。</p> <p>なお、必要でしたら、請願者及び紹介議員から直接議会に説明する所存であります。</p>		

請願事項

令和2年12月定例会に提出された請願第35号『公文書（録音データ）に関する取扱いについて、安城市文書管理規程を遵守すること、及び対応・対策を求める請願書』で示された請願の趣旨を的確にご理解いただき、その請願事項を実施していただくことを求めます。併せて、条例に従い、誠実に議会の説明責任を果していただくことを要求します。

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	令和2年12月24日
件 名	令和2年の請願第37号『議会から監査委員の選任（議選監査委員）をやめて、その枠に識見監査委員を置くことにより、より実務的で効率的な監査委員制度としていただくことを求める請願』について、請願の趣旨及び請願事項に沿った説明をしていただくことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>本年12月定例会において提出させていただいた請願第37号は、反対討論がないままに、つまり、否決の理由・根拠が示されないままに反対多数で否決されました。</p> <p>否決に至る過程において、12月14日の総務企画常任委員会で各委員の不採択理由は示していただきましたが、その多くは『議選監査委員は廃止の必要はない、問題はない、その価値はある』といったもので、その理由・根拠は請願にあった請願の趣旨及び請願事項に沿ったものではありませんでした。</p> <p>ちなみに、令和2年6月24日の本会議において、二村守議員による請願第1号から請願第4号の反対討論がありました。</p> <p>その中で、6月18日の総務企画常任委員会で二村守委員の質問について、紹介議員が請願書に書かれていなかった自治体名をその場では答えられず「後日、お出しする」と答えて、二村守委員も「お願いします」と言われたことにより、その後、反対討論日までに自治体名をきちんと提示させていただいたにもかかわらず、紹介議員がその場で答えられなかったことを請願の反対理由とされました。</p> <p>このように、議会は請願者や紹介議員に厳格な対応を求めたように、議会も請願書の内容について、自ら率先して誠実で丁寧な説明をされることは当然のことと考えます。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>令和2年の請願第37号にある請願の趣旨及び請願事項について否決とされた理由と根拠を自治基本条例と議会基本条例等に従い、請願第37号の請願事項『現状の議選監査委員を存続させると判断される場合は、請願の趣旨にある12項目の疑問及びその他の事項について、合理的、具体的、客観的な根拠及び実績をお示しいただき、議選監査委員の正当性について丁寧な説明をお願い申し上げます』について、記載がある通り誠実で丁寧な説明を求めます。</p>		

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	令和3年2月5日
件 名	安城市議会において「事前審査の禁止」を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他4名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>安城市議会では地方自治法第115条1項の『会議の公開』、及び自治基本条例の第10条2項と議会基本条例の前文と第2条3項の『開かれた議会』に反した議会運営がされているのではないかと、住民として疑問を持つものであります。</p> <p>たとえば、議案等説明会や各派代表者会議において議案や請願・陳情、及び議会運営等について議員と執行部側、及び議員間で議論されることがあると聞いております。</p> <p>議案等説明会や各派代表者会議は、いずれも非公開となっています。</p> <p>住民としては『聞いている』としか表現できないことをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、この2つの会議は地方自治法第115条1項に示された秘密会議ではありません。</p> <p>しかし、会議参加者以外が会議内容を直接知ることはできず、故に、議案等説明会や各派代表者会議では違法な事前審査が行われているのではないかと疑わざるを得ません。</p> <p>実際、議員から事前審査に当たる質疑がしばしば行われていると聞いております。</p> <p>ただし、議案について議員の皆様がより正しく理解を深めるために、執行部からの説明がされることは事前審査には当たらないと考えます。</p> <p>執行部には、事前審査に当たる質疑等に対しては、毅然と拒否をする姿勢を示すことを要望します。質疑等は、公式会議の中だけで行っていただきたい。</p> <p>事前審査の問題を解決するためには刈谷市議会に良い事例があります。</p> <p>議案等説明会は行政課だけで行い、議案等の所管課は基本的に参加しない。</p> <p>その他、効果的及び効率的にも会派ごとに分けて行わず、全議員の前で、1回で済みます。</p> <p>また、各派代表者会議は、事前審査という視点以外に、その人選等においても市議会のあるべき姿とは異質なものになっているようです。</p> <p>本請願での事前審査の禁止と併せて、別請願での各派代表者会議のあり方の是非、及び要・不要も含めて検討をお願いします。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>執行部との質疑、及び議員間での議論や審査等は公開会議で行うこととし、非公開会議での事前審査は違法であり、やめていただくことを請願します。</p> <p>なお、本請願に賛同いただけない場合は、確固たる法的根拠を示して、論理的な説明をお願いします。</p> <p>なお、本請願について、議員の皆様から質問があれば、当方でその返答に最善を尽くすため、常任委員会で審議される5日前までに連絡をお願い致します。</p>		

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 5 号	受理年月日	令和3年2月5日
件 名	安城市議会において「各派代表者会議の廃止」を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他4名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>安城市議会には議会運営委員会の事前会議のような各派代表者会議があり、一部の議員により議案、請願・陳情、議会運営などについて報告や議論等が行われていると聞いています。この各派代表者会議は非公式会議とされ、住民及び一部の議員は傍聴すらできず、さらに、規程類も議事録も無い完全な私的会議となっています。</p> <p>この各派代表者会議についていくつかの疑問が生じてきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議長が招集すると聞くが、一部のいわゆる交渉会派からのみ招集していることは、与党も野党も無い市議会のあり方、及び全議員に公平であるはずの議長のあり方として疑問です。会派差別及び議員差別は有権者差別であり正当性がなく説明が付きません。 2 参加できない会派や議員に対して、会議終了後に議会事務局員が資料を配り、説明してまわることは非効率と考えないのですか。改善・改革意識が欠落していませんか。 3 非公式会議に複数名の議会事務局員が常時参加していることは、市職員の職務倫理に反していませんか。常時参加する合理的、合法的な根拠が見当たりません。 4 本来なら議会運営委員会で行うべき事案等について、事前に秘密会のような会議を設けて不透明化していることは、住民として何らかの思惑を感じざるを得ず、不信感を持ちます。 5 地方自治法第115条1項に照らすと、住民が知り得ないところで報告、確認、議論等がされることは事前審査にあたり、さらに、議会の議決を経ずに秘密会議化していることから違法会議ではないですか。 6 自治基本条例第10条2項及び議会基本条例の前文と第2条3項に照らすと、『開かれた議会運営』及び『情報の公開』に反した条例違反会議ではないですか。 7 隣市の刈谷市議会では基本的に各派代表者会議を行っていませんが、それにより議会運営に支障があるとは聞いていません。議会運営等については、公式な議会運営委員会で議論するべきと考えます。安城市議会もより効率的な議会運営を目指すべきではないですか。 		
	<p>請願事項</p> <p>各派代表者会議を廃止して、法令及び市議会の本質に従って公平公正な議会運営を行っていただくことを請願します。もし、本請願に賛同いただけない場合は上記7項目について確固たる法的根拠を示して、論理的に詳しく説明をお願いします。なお、議員の皆様から質問があれば、当方でその返答に最善を尽くすため、委員会付託される5日前までに連絡をお願いします。</p>		

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 6 号	受理年月日	令和3年2月8日
件 名	二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行に関する審査会及び第三者委員会等を設置して、その言動の有無を明らかにし、市民に説明することを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和3年2月3日、中日新聞西三河版に二村守議員（当時は議長職）が市庁舎内で行った言動についての記事が載りました。請願者：森三長はこの事件を目の前で目撃していますし、本請願の紹介議員である白山松美議員は新聞記事に記載された事件の当事者であります。</p> <p>請願者：森 三長は新聞記事を見て驚きました。</p> <p>二村議員が記者に語ったとされる内容は虚偽であり真実ではありません。その記事によると、二村議員は「袖を引っ張った」とか「市議らが市職員に対して強い口調で詰め寄っていたため、仲裁に入った中でのこと。チラシにあるような暴行や暴言には当たらない」とし、「チラシの記載は虚偽であり、名誉を害するものだ。見過ごすわけにはいかない」と記者に話したとされています。新聞記事の二村議員の発言は自らを正当化した虚偽発言であると言わせていただきます。</p> <p>請願者：森 三長が目の前で見たことをご紹介します。</p> <p>まず、二村議員は「袖を引っ張った」ではありません。時系列でご紹介すれば、二村議員は私ども（森、白山議員）と市職員との話の途中で偶然通りかかったと思えます。二村議員はすぐに白山議員が第6回自治基本条例審議会の最終回にいたかいなかったかの話を白山議員と始めましたが、その時の二村議員は最初からけんか腰のかなりきつい口調でした。その中で、白山議員は「私が審議会にいた証拠はスマホにある」と言ったことから、二村議員は「スマホを見せろ！」と怒りだし、白山議員がスマホでその場面を探していた時、突然大声で「スマホをよこせ！」と言って白山議員の腕をつかみ、スマホを強引に奪い取ろうと白山議員に襲いかかったのです。</p> <p>また、新聞記事には「市議らが市職員に対して強い口調で詰め寄っていた」とありますが、上記の状況から、私どもが強い口調で詰め寄っていたとする場面を見る時間は二村議員にはありませんでした。そもそも、私どもは議事録について要望を聞いてもらおうと市職員に説明を求めているのであり、声を荒げていたわけでもありません。</p> <p>これは私に対する侮辱です。</p> <p>さらに、二村議員は「仲裁に入った」と言っていますが、私どもと市職員との話に一言も言及することはありませんでした。二村議員は私どもと市職員との仲裁はしていません。よって、これら二村議員の発言は虚偽発言です。もしも、仲裁に入ったと主張されるなら、せめて私どもが市職員とどのような話をしていたか明示していただきたいと思えます。</p> <p>二村議員が新聞記事にある説明を記者にしたのであれば、それは自己保身と思える虚偽発言であり、それを新聞記事にさせて議会の信用を失墜させる行為は公私混同であり悪質と言わざるを得ません。</p>		

要

いずれにせよ、議長の立場にあった二村議員の蛮行は市民として看過できるものではありませんし、新聞記事にもなってしまったことから、市民にその真偽を明らかにすることが議会として当然の責務と考えます。自治基本条例第10条2項、議会基本条例第2条3項、第5条2項、議員政治倫理条例第2条2項等に従い、議会で審査会及び第三者委員会などを設けるなどして真実を明らかにすると共に、市民への説明をお願いします。

なお、請願者：森三長は、証人として議会に出向くこともやぶさかではございません。

請願事項

旨

新聞記事になった二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行事件について、審査会及び第三者委員会等を設置して、議会でその有無と内容を明らかにしていただき、市民に説明していただくことを請願します。

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 7 号	受理年月日	令和3年2月10日
件 名	二村守議員が市庁舎内で行った暴言・暴行を新聞記事にしたことについて、議会として二村守議員に毅然とした厳格な処分をすることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和3年2月3日、中日新聞西三河版に、当時議長職にあった二村守議員が市庁舎内で行った暴言・暴行事件についての記事が載りました。</p> <p>記事の中で、二村守議員が新聞記者に語ったと思われる発言内容が虚偽であることは、本年2月8日に提出した別の請願書の中で、二村議員の暴言・暴行事件を目の前で目撃した請願者：森三長より証言させていただきましたのでここでは省略させていただきます。</p> <p>二村議員が新聞記事にしたこと自体、及びその内容から反省する様子がまったく見られなかったことは極めて残念でした。</p> <p>この記事の内容は、二村議員が虚偽発言を弄して自分自身を擁護し、正当化しようとするまことに身勝手なものであり、さらに、私たち（森・白山議員）が市の職員に詰め寄っていたなどと、他人を悪者にしようという意図も感じられる極めて悪質なものです。</p> <p>これは社会秩序及び公序良俗的にも到底許されるものではないと考えます。</p> <p>さらに、このようなことを新聞に出されたことは多くの住民がこの事件を知ることになり、議会の信頼を著しく失墜させたことは否めないと考えます。</p> <p>このように、自己保身のために議会の信頼を貶め、住民や他の議員を悪者に仕立てるような言動に及んだことは、議会基本条例第17条1項、及び議員政治倫理条例第1条、第3条2号にも反するものと考えます。</p> <p>私ども住民のための議会として、信頼の回復に向けて、正義と良心に基づき議会内規律を正すためにも、議長職にあった二村守議員にはより厳格な処分を課す必要があると考えます。</p> <p>併せて、言論の府たる議会としてより自由で活発な議論を期待すると共に、二度と住民の信頼を失墜させるような事件がおきないように、再発防止の取り組み強化を願うものです。</p> <p>請願事項</p> <p>二村守議員が市庁舎内で行った暴言・暴行事件について、反省する様子も無く、虚偽の発言等を新聞記事にして議会の信用を貶めたことは断じてあってはならない暴挙と考えます。</p> <p>議会として、二村守議員に毅然とした厳格な処分をしていただくように請願致します。</p>		

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 8 号	受理年月日	令和3年2月16日
件 名	自治基本条例審議会・会議録の「刑法違反（公文書改ざん）」に関し、当市議会（議長他）に、刑事訴訟法第239条に基づく「刑事告発」義務の実行を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>この請願で指摘する、市による法令違反は、刑法第155条（公文書偽造等）に規定されている公文書改ざんであり市職員及び元審議会委員（公務員特別職）によって行われたのであろうということです。</p> <p>そして、この公文書改ざんは日常茶飯事ではないのかと疑われ、市政を監視する議会は、いままで一顧だにできなかったのかも知れないことは遺憾です。</p> <p>特に、今回の請願事項に関しては、議員そのものの案件、つまり市庁舎内での他の議員に対する、いきなりの暴言、暴行事件にもつながっていくため、場合によっては、政治倫理に関する審査会、もしくは第三者委員会の設置を行って、真相の究明を行い、市民に説明すべき案件にもなりかねません。</p> <p>以下、次の構成で趣旨説明を行います。</p> <p>1. 1 証明…刑法第155条（公文書偽造等）抵触及び名誉毀損について</p> <p>1. 2 波及…市庁舎内での暴言、暴行事件について</p> <p>1. 3 結論…刑事訴訟法第239条2項による義務「刑事告発」について</p> <p>1. 1 証明…刑法第155条（公文書偽造等）抵触及び名誉毀損について</p> <p>第6回安城市自治基本条例審議会 議事要旨などから 令和2年2月26日（水） 11:00～12:00 出席委員：13名（欠席1名）</p> <p>鈴木 誠 愛知大学教授、神谷明文 安城市社会福祉協議会会長 その他 傍聴者：6名 議員：二村議長、杉山副議長、松本議員、白山議員 計4名、住民：計2名</p> <p>以下は、鈴木会長が各委員に、当審議会についての総括的な感想を求めた中での発言です。</p> <p>①はK審議会委員の議事要旨 ②はK審議会委員の実際の発言 ③は全委員が発言後に、鈴木会長が審議会を締めるにあたり述べた議事要旨になります。</p> <p>①K審議会委員：公文書としての議事要旨</p> <p>「(前略) 概ね妥当な改正ができました。この条例は市民参加を推進するという趣旨でありまして、市民みんなが市政に関心を持って参加するということを推進する点において意味があると思っています。ただ、この間、2020年2月18日付けの差出人不明の手紙が来て、委員の皆さんは流されているだけだとか、皆さんに期待した我々がバカでしたとか、市側の思惑通りに動いているとか、挙句の果てには、これに賛成する人は左翼だとか、活動家だとか、反皇室だとか、反日だとか、そういうことが記載された文章が届きました。しかも名</p>		

前を名乗らずメールアドレスだけ記載してある。皆様の中にも届いた方がいるかもしれませんが。まるで我々が役所の思うままに動いていて、自分の思うとおりにならないからといってそういう誹謗をするというのは全く許し難い。意見をおっしゃるのは結構。意見を戦わせて多数、少数ということで意見を尊重していくというのが我々の社会のあり方だ。相手を誹謗中傷したり、左翼だとか反日だというレッテルを貼るというのは全く許しがたい、おおいに反省を求める。」

②K審議会委員：実際の発言

(傍聴者などの記憶等を基に再現)

「(前略) この間ですね、2020年2月18日付けのね、差出人不明のお手紙がきまして、委員の皆さんは流されているだけだとか、皆さんに期待した我々がバカでしたとか、市側の思惑通りに動いているとか、挙句の果てには、これに賛成する人は左翼だとか、活動家だとか、反皇室だとか、反日だとか、そういったことが記載された文書が届きました。

まあ、皆様の中にも届いていると思いますが、これはしかも名前を名乗らなくてですね、メールアドレスだけで記載している。今日この意見書をいただいて、この人が作ったんだということがだいたいわかりますが、こういった方が市議員をやってですね、この貴重な時間をつかって、こういう会議に参加している我々を誹謗中傷するということは、まったくもってけしからんということで、そういう意味ではまことに不愉快なできごとですね。

こういう人がまさにこの人が書いている通り、血税をつかって生活の糧にしているような人が、議会の一員だというのは、まったく腹立たしい。

どうして議会はこういう人を野放しにしているのか、まさに懲戒されてしかるべきである。まるで我々が役所の思うままに動いていて、自分の思う通りにならないからといって、そういう誹謗するというのはまったく許しがたい。まあ、言ってるうちにだんだん興奮してきて、これくらいにしますけども、意見をおっしゃるのはいくら言ってもけっこうです。意見を戦わしてですね、多数、少数ということで、多数の意見を尊重していくというのが我々の社会なんだから、それはいいけれど相手を誹謗中傷したり、左翼だとか反日だとかいうレッテルを貼るというのはまったく許しがたいわけでありまして、これは大いに反省を求める。まっ、できれば議会が懲罰でもしていただきたいと申し上げる。

(二村) 議長さんがいらっしゃるようですから是非お願いしたい。以上です。」

(注1) ②の下線部分は、「①K審議会委員：公文書としての議事要旨」には記録されていない主な発言個所になります。

(注2) 「②K審議会委員：実際の発言」は、弁護士等による知見にて、その正当性を確認しました。

③鈴木会長発言要旨：公文書としての議事要旨

「(前略) 3点目、今回、私は会議の責任者、議事運営を仰せつかりました。その何回目かの会議の際に、会議運営が非常にやりにくい、つまり会議の中で傍聴者が意見を言ったり、不用意な発言をしたりというようなことが見受けられて(←傍聴者がこのようなことを行った事実はまったくないため、鈴木氏には証拠の開示を求めたい)、運営のやり方の見直しをせざるを得ないことがありました。その段階で市長の方に申し出をするかどうか悩みましたが、委員の皆様方にも問いかけをし、議事を優先することとして参りました。このような市長が諮問した重要な審議会です。この審議会が妨害される、あるいは、運営が適正に行われないということはあってはならないと思います。ましてや自治基本条例という根幹に関わる審議でありますので、これが適正に行われるような環境づくりというのは、市長の責任であるというように思います。これが今回著しく阻害されたと私は受け止め、委員の皆様方もそのように受け止めていらっしゃる。こういうことが2度とないようにお願いしたい。そして市議会議員の中から非常に委員あるいは市民に対する冒とくに当たる言動が文面によって寄せられています。是非、行政の責任者として議会の方にもこのような議員の言動を厳につしめ、場合によっては懲戒に当たるか否かを含めて厳しく責任を問う態度を議会に対して

要旨

示していただくようお願い申し上げます。(後略)」

上記①～③について概略を説明します。

②の内容は、審議会の場にいた全員が耳にした内容になります。③の鈴木会長の発言も含めて、状況に対する勘違い、誤解、思い込みによる事実誤認と断定、その結果としての名誉棄損発言部分などが含まれ、想定外の内容として、驚き、耳にした人たちがいたと思われま

す。
また、①K審議会委員：公文書としての議事要旨 ②K審議会委員：実際の発言内容を比較すると容易にわかるように、①からは、こつ然として、一部の発言が消えています。

この件については、請願第35号「公文書(録音データ)に関する取扱いについて、安城市文書管理規程を遵守すること、及び対応・対策を求める請願」にて指摘し、また(議会、議長によって不採択とされた)陳情二通「二村守議員の市庁舎内における行いに関する審査会を設置して、その言動の有無及び是非を明らかにし、市民に説明することを求める陳情」「二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行について第三者委員会を設置し状況を解明させ、市民に、その有無と是非及び責任を明らかにすることを求める陳情」にも関係してくる点です。

次に、総務企画常任委員会での委員の発言内容からわかること

総務企画常任委員会が、「請願第35号」について令和2年12月14日にて「不採択」の判断を下した次の根拠は理解不能になります。

例えば、「安城市による都合が悪いことによる改ざん、意図的なものは認められません(宗委員)」「公表された会議録には改ざんされた事実や疑惑は認められません(鈴木委員)」

要 「(前略)所管課に確認したがそのような(改ざんの)事実は確認できませんでした(辻山委員)」「何か都合が悪いことがあって、改ざんしたとか、何か意図的なものがあったというような事実を確認できませんでした(寺沢委員)」

この発言者4名は全員、審議会の傍聴していないものの、最初の3名のみ担当部署(企画政策課)に改ざんの有無を直接確認していると聞いております。

一方、唯一傍聴していた二村議員のみ、改ざんには一切言及していません。

旨 (注) 現・総務企画常任委員会・委員長の松本議員は審議会の傍聴していたため証言を得ることが可能になります。

また、市職員も改ざんを否定しております。ところが、議員、市職員とは違い、傍聴者のうちの住民だけが改ざんがあることを証言しております。

この会議内容 ① ② の異同を正当化する証拠は、一切存在しません。

審議会委員の任期は、令和2年3月31日までのため、既に権限がない鈴木元会長が改ざんを決裁し、他の委員全員の同意(書)すらないままに、会議記録として残していることとなります。改ざんがあったとしたら4月以降と言えます。

なお、傍聴していた二村議員だけ、「請願者は議事録の改ざんは立証可能と(中略)これ以上の情報公開を求めることの意図を理解しかねます」と発言し、

ここでも、本人の弁による「改ざん」には一切触れておりません。

ここからも刑法第155条(公文書偽造等)による公文書偽造等が実際に行われたという推測は十分に可能でしょう。傍聴していない総務企画常任委員会の3名の委員は、市側から、「改ざんはない」と説明を受ければ、そのまま市側発言の通りに説明するのがよからう、と判断したのでしょう。

ところが、実際に傍聴していた二村議員の場合には、「改ざんはない」と断定することは、偽証になるため、一切触れることができなかつたと考えられます。

この議会内での偽証こそ、K委員の論法によると、懲戒、懲罰に相当することになります。さらに、市議への「懲戒」、「懲罰」発言からわかることなど

K委員は、この市議に対して「懲戒」だとか「懲罰にしていきたい」とか発言しているが、議員に対して、このようなケースでは、地方自治法第134条1項からも「懲戒」「懲

罰」などできないでしょう。弁護士資格を有し、安城市での重要な公職をも有する方なら、法律には素人の住民ですらわかるのだから、もう少し慎重かつ妥当な発言を期待しておりました。

また、陳情書の二通は、このK委員の発言を発端にした二村議員事件を中心に記述されています。この陳情書は、根拠不明なまま抹消されています。

しかし、公文書であるため、電子データとしての公開はされないものの、議会事務局に公文書開示請求を行えば、閲覧は可能になると考えます。

なお、本請願においては、確固たる証拠を示したため、請願者でなくても本請願の存在を知った良識ある住民による刑事告発は可能になっております。

①から「市（議）会議員」「懲罰」「懲戒」が突如として消えている。

②は、刑法による公文書偽造等に該当するという証拠です。

↓

②だけが実際の発言内容であり正しく、①の公式文書に差し替えられる根拠等がまったく存在しません。市は正式な手続き等を公式記録として残していないため、作成された議事要旨①を公式文書にはできないことになってしまうのでしょうか。②から①に差し替えてもよいという証拠が存在しません。

1.2 波及…市庁舎内での暴言、暴行事件について

波及状況を説明する前に、まずは、時系列で、本件の経緯を説明します。

- 1 令和2年2月26日より前に、鈴木会長とK委員は、部外者からの文書について相談しているらしい。これは、K委員、鈴木会長の実際の発言が呼応していることからわかります。
- 2 K委員、鈴木会長共に会議にて、白山議員を懲罰懲戒にしろと発言する。
- 3 その後、市職員から、文書は白山議員のものではないことをK元委員は知らされる。
- 4 K元委員は弁護士でもあるため、名誉棄損問題を避けるために、鈴木元会長、市職員と相談し名誉棄損発言部分を抹消してもらおう。この手続きについて、正式な記録はなく、既に鈴木会長職の任期は切れ、しかも全委員の合意すら取れていない。会長任期の点から見て、すでに議事要旨の改変は不可能だが市職員は（市長承認のもとか）、議事要旨として確定させ、市民に公開した。K元委員は名誉棄損部分を削除したが、鈴木元会長は、市職員の助言に従わずに残してしまった。会議の録音データは、文書管理規程に反して（＝法令違反）議事要旨を作成後、しばらくして削除したらしい。
- 5 二村議長は名誉棄損発言を抹殺しようとして画策されたのではないのか。その一つが、企画政策課における、白山議員への、暴言、暴行事件につながる。ここは陳情書にして真実を解明するよう要請したが、安城市議会は抹殺。

この件では、特に、二村議長が何を考えて、市庁舎内で暴言、暴行に出たのか、なかなかわかりにくいかと考えております。そこで、本件を理解するための糸口を上記と重複箇所はありますが、さらに説明しておきます。

本件は、すでに他の請願書、陳情書からも、わかるように最終審議会でのK委員の誤った発言に端を発しています。発言は、市議に対する名誉棄損と言えます。発言内容がいったん議事録になってしまってから市職員からK元委員は、認識の間違いを指摘され、K元委員は、名誉棄損になってしまうと、すでに会長職にはない鈴木氏に会議録の内容の一部の削除依頼をしたらしい。録音記録は規程に反してすぐに削除したようです。しかし、すでに会長権限はなく、全委員の承認すら取り付けていず、完全なる公文書偽造等に該当し、刑法第155条を根拠に何らかの処罰対象になるものです。また、ここにK元委員及び元会長である鈴木氏が関与されたため、お二人は、刑法第65条（身分犯の共犯）にも該当するのだろうと素人として推測しております。

ここでK元委員は法律の専門家ですから名誉棄損の成立条件はご存じだったはずですが。しかし、二村議長は、白山議員が、何が何でも、その場にはいなかったことにしたい。聞いて

いなかったことにしたいと一心不乱に行動されたのか、その一つが、暴言、暴行事件に発展したと言えます。このケースでの名誉棄損は、白山議員がいたかいなかったかで決まるものではないということに、今だに気づいておられないようなため、ここまでの案件になりつつあります。やはり、徹底的な審査等が必要になってしまい、すでに、引き返せない事態になっております。これゆえの請願でもあり、安城市のすべての住民、市民への説明などが必要になります。最後に、なぜ、二村議員がこのような思いに至ってしまったかは、市長様をはじめ関係各位の皆様には想像力の範囲内にあると思量しております。

1.3 結論…刑事訴訟法第239条2項による義務「刑事告発」について

「1.1 証明」で、公文書の改ざんを立証したため、議長他には刑事告発の実行が義務として求められます。

請願事項

公式であれ非公式であれ、市長、市職員、議長、議員その他関係者には、刑事訴訟法による「刑事告発」義務に至らないように幾度となく、解決策を例示させていただきました。請願、陳情を行ってきました。しかし、何一つとして解決しようとする動きをうかがうことができませんでした。

このことは、自治基本条例第10条1項、第24条(説明責任等)及び議会基本条例第2条全項(議会の責務及び活動原則)等、ことごとく各条例の条文及び趣旨に反したものと考えます。

よって、自治基本条例審議会・会議録の刑法第155条(公文書偽造等)違反に関して、
要 会議録の改ざんを「請願の趣旨」にて立証したため、当市議会(⇒地方公務員法による公務員特別職である市議会議員)には、刑事訴訟法第239条2項に基づき、刑事告発の義務をただちに実行し自浄していただくよう求めます。

もしも、この刑事告発の義務が不当だなどという判断を当市議会が下すならば、その確固たる合法的な論拠を全住民に説明してください。各種条例においても約束されている「説明責任」を果たしてください。

また、現時点においても、まだ全面解決の方策が残されていると市長、市職員、議長、議員その他関係者がお考えならば、その根本的で完全な方策をご提示願いたいと考えます。

さらには、一般企業一般社会では当然のごとく行われている法令遵守を、市長、市職員、市議会議員以下、議員の皆様には、改めて切に求めることに致します。

今後も議会としてあってはならないはずの法令違反をされるならば、刑事告発の請願、または請願を経ない突然での刑事告発などが頻発することになりはしないかと危惧しております。

最後に、本請願に関して、自ら調べても理解しにくいような内容などがありましたら、より適切な回答をしたいと考えますので、総務企画常任委員会での審議7日前までにはお問い合わせ願います。

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 9 号	受理年月日	令和3年2月17日
件 名	ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する請願		
提 出 者	ABKの朝美活 代表 野 村 豊 美		
紹 介 議 員	石 川 博 英 辻 山 秀 文 今 原 康 徳 永 田 敦 史		
付 託 委 員 会	産業建設常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>日常生活や企業の経済活動など、私たちの暮らしは、生物資源や化石燃料など、地球上の様々な資源を利用し、ごみや温室効果ガスを排出するなど、地球環境に様々な負荷をかけています。</p> <p>環境問題は、人権や貧困などといった地球上の様々な課題とも複雑に関係し、自然破壊や気候変動などという形で、私たちの暮らしを脅かしています。</p> <p>IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によれば、今世紀末の世界平均気温の変化は、現在よりも、0.3～4.8度上がるとされており、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、1.5度に抑えるためには、遅くとも2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする必要があるとされています。</p> <p>政府として、菅総理が、令和2年10月の所信表明演説において、2050年に国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにすると宣言されました。また、11月に衆参両院において、「地球温暖化問題は、もはや気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち至っている」との認識を共有し、「脱炭素社会の実現に向けて、経済社会の再設計・取組みの抜本的強化を行い、国を挙げて実践していくこと」との決意が示され、「気候非常事態宣言」が全会一致で採択されました。</p> <p>こうしたことから、安城市においても、ゼロカーボン達成に向けた取組みを推進することを請願します。</p>		
	<p>請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ゼロカーボンシティ宣言」を検討するなど、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向け、地球温暖化対策を行うこと 地球温暖化や気候変動に関することなど、市民や事業者への周知啓発を行うこと 自然災害に対する適応力を高め、持続可能な地域づくりを行うこと 市民、事業者、他都市などとの連携・協働に努め、環境学習の充実と環境行動の支援を行うこと 		